

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の仮徴収が開始されます

国民健康保険の納税義務者や、後期高齢者医療制度加入者で特別徴収となる条件を満たしている方は、支給される年金から納めていただく特別徴収（年金からの徴収）を行っています。特別徴収対象者は、年6回の年金支給月ごとに納付していただくことになります。また、4月から新たに特別徴収を開始される方は次のとおりです。

・国民健康保険の納税義務者

平成27年10月2日までに65歳になった世帯主の方で特別徴収となる条件を満たした方。対象の方には3月中旬に通知を発送しました。

・後期高齢者医療制度加入者

平成27年10月2日までに75歳になった方で特別徴収となる条件を満たした方。対象の方には3月中旬に通知を発送しました。
【問合せ】 保険年金課保険年金係 ☎ 551・1640、保険年金課後期高齢医療係 ☎ 551・1767

特別徴収（年金からの徴収）

1期 4月	2期 6月	3期 8月	4期 10月	5期 12月	6期 2月
(仮徴収)			(本徴収)		
<p>〈すでに特別徴収になっている方〉 2月に徴収された金額と同額を各期で徴収</p> <p>〈4月から特別徴収になる方〉 前年度国民健康保険税または後期高齢者医療保険料を基に仮算定した年税額の6分の1の額を各期で徴収</p>			<p>確定した国民健康保険税または後期高齢者医療保険料から仮徴収済額（4月・6月・8月に徴収した額）を差し引いた残額の3分の1の額を各期で徴収</p>		

火葬費等助成交付申請はお済みですか
平成24年4月1日で「福生市火葬費等の助成に関する条例」等が廃止されましたが、経過措置として、平成24年3月31日までに亡くなった方で、瑞穂斎場を使用した方で、瑞穂斎場を使用した日から5年間、交付の請求をすることができま

【問合せ】 総合窓口課 ☎ 551・1595
申請がお済みでない方は、市役所1階7番総合窓口課で、申請の有無を確認のうえ、申請してください。なお、電話での申請の有無の問合せにはお答えできません。
※申請できる方は死亡届の届出人です。

差押財産のインターネット公売にご参加ください

市では、市税等の滞納処分として差し押さえた動産を現金化するため、インターネットによるオークション形式での公売を次のとおり行ないます。

【公売物件】 バイク
※ヤフオク!のホームページに公売物件写真が掲載されます。詳しくはこちらをご覧ください。

【参加方法】 4月11日(月)午後1時～4月27日(水)午後11時までヤフオク!のホームページ (http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/iky_fussa_city) への事前登録が必要です。

【入札期間】 5月10日(火)午後1時～12日(木)午後11時
※市税等の納付状況によって公売が中止になる場合があります。

【問合せ】 収納課 ☎ 551・1578

インターネット公売物件の下見会を開催します

今回のインターネット公売に福生市が出品する物件の下見会を開催します。



出品する物件の実物を直接ご覧いただけますので、入札をお考えの方は、ぜひお越しください。

【日時】 4月21日(木)・22日(金)午前9時～午後5時(予定)
【場所】 市役所1階ロビー

【問合せ】 収納課 ☎ 551・1578

納税は便利な口座振替をご利用ください

▼うっかり忘れにも延滞金がかかりません！

市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、納期限を過ぎると延滞金が課されてしまいます。そんなトラブルを防ぐためにも、市・都民税（特別徴収、法人市民税は除く）、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付には、口座振替をお勧めしています。

ご指定の預金口座から各納期限に自動的に引き落とされますので、納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もなく大変便利です。忙しい方には特にオススメです。ぜひご利用ください。

【申込方法】 市役所、取扱金融機関窓口で直接お申し込みいただくか、所定の口座振替依頼書をお送りください（預金通帳の届印が必要です）。

収納課にお電話をいただければ、口座振替依頼書をお送りします。また、ホームページからも用紙をダウンロードできます。
【申込期日】 申込みをしてからおおむね一か月半以降の納期限より振替ができます。今からお申し込みいただければ、平成28年度の各税第1期納付分から振替可

能です。

【取扱金融機関等】 埼玉りそな銀行、東京都民銀行、東和銀行、東日本銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三井住友信託銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、青梅信用金庫、西武信用金庫、多摩信用金庫、中央労働金庫、大東京信用組合、西多摩農業協同組合、東京都信用農業協同組合連合会及び東京都内の各農業協同組合、ゆうちょ銀行・各郵便局

年金日より

▼平成28年度の国民年金保険料

平成28年4月分から平成29年3月分までの国民年金保険料は、月額16,260円です。

保険料を納め忘れてしまうと、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合もありますので、納付期限（翌月末日）までに納めてください。

▼学生納付特例の申請を忘れずに

学生納付特例制度の承認期間は4月から翌年3月までのため、一度承認された方でも、年度ごとに申請が必要で、平成28年度有効の学生証または在学証明書を持参し、申請してください。

また、日本年金機構からはがき形式の学生納付特例

平成28年度の温泉施設利用割引券を配布しています

国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、温泉施設の利用助成を実施しています。

利用の前に、申請に必要なものをお持ちのうえ、市役所1階5番保険年金課で利用割引券をお受け取りください。

【対象】 国民健康保険被保険者と市内在住の後期高齢者医療制度被保険者

【利用助成内容】 右表のとおり

【申請に必要なもの】 被保険者証、本人確認ができるもの

【問合せ】 保険年金課保険年金係 ☎ 551・1640、保険年金課後期高齢医療係 ☎ 551・1767

施設名・住所・電話番号	区分	後期高齢者医療保険助成後料金	国民健康保険助成後料金	備考
数馬の湯 檜原村2430 ☎ 042・598・6789	大人	420円	500円	月曜日定休（祝日の場合は翌日）
	小学生	210円	210円	
	未就学児	無料	無料	
もえぎの湯 奥多摩町氷川119-1 ☎ 0428・82・7770	大人	450円	450円	月曜日定休（祝日の場合は翌日）
	小学生	200円	200円	
	未就学児	無料	無料	
瀬音の湯 あきる野市乙津565 ☎ 042・595・2614	大人	700円	700円	3月、6月、9月、12月の第二水曜日定休
	小学生	250円	250円	
	未就学児	無料	無料	
つるつる温泉 日の出町大久野4718 ☎ 042・597・1126	大人	500円	620円	第三火曜日定休（祝日の場合は翌日）
	小学生	200円	210円	
	未就学児	無料	無料	
梅の湯 青梅市河辺町10-8-1 河辺タウンビルB 5・6階 ☎ 0428・20・1026	大人	560円	第三水曜日定休 ※ナイト料金(午後9時～)の助成は対象外です。特定日の料金については直接施設にご確認ください。	
	3歳以上 小学6年生まで	230円		
	3歳未満	無料		

申請書が送達された方は、そのはがきに必要事項を記入し返送することで申請ができます。

【問合せ】 保険年金課保険年金係 ☎ 551・1670、青年年金事務所 ☎ 0428・303410